



日本産食品の対中国輸出における食品安全問題の整理

佐藤敦信¹

I. はじめに

日本産食品の輸出先として、中国は重要市場の1つとして位置づけることができる。中国のWTO加盟以降、同国への日本産食品の輸出は急速に拡大してきた。食料品の対中国輸出額をみると、2000年は150.4億円であったのに対して、2010年は450.2億円になっている。さらに2013年には363.5億円となっており、2010年からやや減少したものの、2000年と比較すると依然として大きい²。さらに、輸出品目に注目すると、農産物の対中国輸出は2000年の2.3億円から2010年に13.1億円（農産物総輸出額の6.8%）へと増加し、2013年には9.0億円（同3.4%）となっている³。

中国では経済成長とともに、高所得者層と位置づけられる消費者が増加し、主にこれらの消費者が輸入された日本産食品を購入していると推測される。中国の食料品分野での年間消費額は増加傾向にあり、この傾向はとりわけ都市部において顕著である。中国国内における食品安全問題の発生等を経て、消費者の間ではより安全・高品質な食品の需要が高まっており、このような需要を見込んで既に一部の日本企業が現地での生産及び中国国内販売を開始している。輸出品目を農産物と加工食品に大別すると、先述の輸出額の推移からも分かるように、対中国輸出額において大きなシェアを占めているのは加工食品であり、農産物のシェアは小さい。一部の加工食品メ

ーカーは中国に現地法人を設立し、対日輸出のみならず中国国内販売にも着手している。また、農産物についても中国国内において日系農業企業を設立し、現地での農業生産に着手している事例がある。このような主体は輸出に代わる中国への供給主体とも位置づけることができる。

しかし、必ずしも対中国輸出の重要性が下がっているとは言えないと考える。というのも、特に農産物をみると、一部の日本国内の産地組織では、輸出の比率が高く、輸出を国内販売に続く新たな販路として捉えているからである。また、中国においても販売戦略の構築いかんによっては、輸出による販路開拓の可能性もあることがこれまでの研究でも指摘されている。

ただし、対中国輸出においては食品安全問題の解決も重要であり、中国政府機関としても対中国輸出食品の安全性は重大な関心事項になっている。2011年5月31日に、中華人民共和国国家质量监督检验检疫总局と日本の厚生労働省は「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家质量监督检验检疫总局との覚書」に署名した。そして、「2010年度日中食品安全協力の総括」では、その後の実務者レベルの協議によって、双方の具体的関心事項が解決したとされている。解決した中国側の関心事項としては、①対中輸出日本産食品の重金属、微生物、食品添加物の基準超過、禁止添加物（金箔）等の問題、②対中輸出日本産水産品

の薬物残留問題等が挙げられている。このことから、輸入される日本産食品の安全性は、重大な関心事項になっていたことが窺える。さらに、厚生労働省が示した2013年度日中食品安全協力行動計画では解決を促進すべき中国側の関心事項の1つとして、日本の放射性物質汚染の最新状況に関する通報が示されていることから、現在においては新たな食品安全に関する関心事項が加わったと言える⁴。

そこで本稿では、対中国輸出における制度的課題について整理し、今後の輸出動向を検証する上で重要であると考えられる点を指摘したい。制度的課題は、個々の輸出主体が対応すべきものであり、輸出全体への影響も大きく重要であると考え。本稿で注目する制度的課題は、従来から続く植物検疫制度と、2011年に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故問題と表記）である。両制度をみると、前者は植物検疫検査、後者は放射性物質の検査といったように、輸出にあたって課される検査が異なる。しかし、双方とも産地を跨いで、広範囲に食品衛生面の規制が影響している制度であり、その重要性もとりわけ高いと考える。

II. 対中国輸出における植物検疫上の課題

まず植物検疫上の課題について整理したい。日本産農産物の主要輸出先市場における輸入検疫状況をみると、中国は他国と比較して輸出可能品目が少ないため、それらの品目における植物検疫に関する取り組みが輸出全体の動向に大きく影響を与えることになる。中国の場合、輸出が認められているのは、米、りんご、梨、緑茶であり、植物防疫所によると、米は「通常の日本国内における輸出検疫検査以外に特別な植物検疫条件が付加される品目」、りんごと梨は「事前に相手国からの輸出許可証の取得が義務づけられている品目」、緑茶は「植物検疫証明書の添付が義務づけられ

ている品目」と位置づけられている⁵。すなわち、「植物検疫証明書なしで輸出が可能な品目」がなく、ほとんど品目が「輸出が禁止されている品目」になっているのである⁶。米については、輸入検疫条件として「中華人民共和国向け精米の輸出検疫実施要領」が定められており、日本の輸出主体は輸出を継続するために同条件に沿った取り組みを実施している⁷。財務省「貿易統計」で日本産米の対中国輸出をみると、各年によって輸出量の変動が大きく、2010年96t、2011年183t、2012年34t、2013年46tとなっている。ただし、例えば2013年の総輸出量をみると1万9,395tであり、対中国輸出が大きなシェアを占めるには至っていない。さらに植物防疫所「植物検疫統計」によると、2005年以降の米の輸出検疫検査では消毒処置はあるものの不合格事例はない⁸。

またりんごと梨の推移についてみると、りんごは2010年392t、2011年259t、2012年70t、2013年278t、梨は2010年12t、2011年5t、2012年0t、2013年1tとなっており、両品目とも2011年と2012年は前年と比較して減少している。2005年以降の輸出検疫検査をみると、りんごは2005年に34件の検査のうち1件が不合格であり、梨は2006年に15件の検査のうち1件が不合格になっているのみである。

以上より、それぞれの品目において、不合格率が低く推移してきたことが分かる。病害虫等の検出は日本産農産物の輸出促進の阻害要因となる。このような植物検疫での不合格率が低いことも2010年まで輸出が拡大してきた要因と言えよう。対中国輸出も含め、輸出に取り組む日本国内産地にとっては、今後も植物検疫制度への対応は継続する必要がある。輸出を拡大する場合、植物検疫検査に伴う作業内容やコストも増加していくと考えられる。

III. 原発事故問題発生の影響

次に、近年、日本産食品輸出にも大きな影響を与えた原発事故問題についてみていく。2011年3月に発生した原発事故問題によって、日本産食品の各輸出先では規制措置が講じられており、地域的にも品目的にも広範囲かつ長期的なものになっている。カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー等は既に規制が解除されているものの、現在に至るまで大部分の国・地域では解除されていない。規制措置の内容は各地域で異なっているが、依然として輸入停止措置が継続されている地域もあるといったように、農産物の輸出に関する規制としてはかつてない大規模なものになっている。

中国の規制措置をみると、2015年1月時点で、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県のもの全ての食品、飼料において輸入停止措置が継続されている。上記都県以外では、①野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品については政府作成の放射性物質検査証明書及び産地証明書が、②水産物については政府作成の放射性物質検査証明書及び産地証明書、中国輸入業者に産地・輸送経路を記した検疫許可申請が、③その他の食品・飼料については政府作成の産地証明書がそれぞれ要求されている。このことから、輸出停止にはならなかった地域の産品についても、放射性物質検査証明書といった従来にはなかった書類を提出することが義務づけられており、輸出するにあたって取り組むべき内容が増加したと言えよう。

対中国農産物輸出をみても、2011年は5.8億円となっており、2010年の13.1億円と比べると大きく減少している。また2013年をみると、台湾や米国といった他の主要輸出先では2010年とほぼ同じ規模にまでに回復してい

るものの、対中国輸出では9.0億円にとどまっており、回復は比較的緩慢であると捉えることができる。

VI. おわりに

本稿では、対中国輸出における植物検疫制度と原発事故問題の影響について整理した。日本産食品の輸出先市場としての中国は、同じく一大輸出先へと成長した台湾と比較すると、輸出額等は少ないものの、WTO加盟後の増加率は高く、2005年にピークを迎えてから、各年でやや増減はあるものの一定規模で推移してきた。中国は、加工食品や一部の農産物の輸出先として、今後も重要な市場になると考えられる。

原発事故問題等の影響もあり、一時的に落ち込んだ対中国輸出ではあるが、その重要性は依然として高いと考える。対中国輸出を継続するためには、消費者需要に沿った販売戦略は当然であるが、その他にも現制度に沿った取り組みも不可欠になる。

また、制度的課題の内容についても原発事故問題にみられるように、今後、流動的に変化していく可能性も指摘できる。またそれに伴い、日本国内での取り組み内容も増加していくと考える。対中国輸出を含め日本産食品の輸出は、当初の、国内販売用と同じ取り組みで生産されたものを輸出するという状況から、輸出するために、輸出用の取り組みを付加して輸出するという状況へとさらに深化したと捉えられる。

最後に今後の対中国輸出動向をみていく上で必要になる点について、本稿で十分に言及できなかった課題を述べたい。それは本稿で言及した食品安全問題に関する、2011年以降の中国へ輸出する主体の取り組み実態である。本稿では制度の内容と、各種統計数値をもとに整理した。そのため各主体で、原発事故問題発生以降、輸出戦略の変更がみられるのか

どうかについては別途検証する必要がある。

脚注*

- 1 青島農業大学外籍教師。
- 2 数値は日本関税協会「外国貿易概況」の「食料品」のものである。
- 3 数値は財務省「貿易統計」における「果実及び野菜011」のものである。
- 4 厚生労働省資料 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ukt5-att/2r9852000001ukwu.pdf>) 及び (http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/exporter/dl/h251031_1_02.pdf) による。
- 5 植物防疫所「諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）：貨物編」 (http://www.maff.go.jp/ppsj/search/pdf/ex_quickhelp20150114.pdf) を参照。
- 6 例えば、中国とほぼ同時期に WTO に加盟した台湾は、農産物輸出をみると、中国以上の輸出先市場に成長したが、「輸出が禁止されている品目」はトマトのみで、ほとんどの品目は輸出が可能になっている。
- 7 米の輸入検疫条件に対する日本の取り組みとしては、佐藤 [3] でも言及している。
- 8 植物防疫所輸出植物品目別・国別検査表 (<http://www.pps.go.jp/TokeiWWW/view/toukeiList/toukeiInfoList.html>) による。ただし、2004年以前の数値については、システムの制約上確認できなかった。

*参考文献

- [1] 佐藤敦信『日本産農産物の対台湾輸出と制度への対応』農林統計出版株式会社，2013年
- [2] 佐藤敦信「台湾向け日本産桃における輸出環境の変化と山梨県の対応 —特定病害虫検出問題と原発事故問題を中心に—」『農業市場研究』第23巻第1号（通巻89号），2014年6月，pp.34-43
- [3] 佐藤敦信「日本の農業生産法人による中国市場へのタイ産日本米供給の課題 —日本産米の輸出との比較を通じて—」『ICCS現代中国学ジャーナル』第7巻第1号，2014年6月，p21-28
- [4] 成田拓未「日本産りんごの対中国輸出の現状 —片山りんご株式会社のマーケティング戦略—」『ICCS現代中国学ジャーナル』第2巻第1号，2010年3月，pp.115-124
- [5] 成田拓未・黄孝春「日本産農産物の対中国輸出の課題と展望 —山東省青島市における日本産りんご販売会での調査結果より—」『農業市場研究』第17巻第2号（通巻68号），2008年12月，pp.55-66
- [6] 農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室（委託先：独立行政法人日本貿易振興機構）『平成19年度農林水産物貿易円滑化推進事業 海外貿易制度など調査報告書（中国編）』日本貿易振興機構輸出促進・農水産部，2008年
- [7] 羅欽鎮・牧野文夫「中国市場における日本農産物の国際競争力—福島県産米と中国・黒竜江産米の比較を中心に—」『東京経大会誌』，第247号，2005年，pp.117-131

[附記]

本稿は、2015年3月の中日食品安全管理体制比較検討会での発表内容に基づき、佐藤 [1] 及び佐藤 [2] の内容を加筆修正したものである。